

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定により、次のとおり行政書士の懲戒処分を行ったので、同法第14条の5の規定により公告する。

平成28年8月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 懲戒処分を受けた行政書士

- (1) 氏 名 板倉直壽
- (2) 住 所 牧之原市坂口2142番地 1
- (3) 事務所の所在地 牧之原市坂口2142番地 1

2 処分の内容

平成28年8月12日から2月間の行政書士業務の停止